

# 豊中市立認定こども園紙おむつ等定額制サービス提供事業者選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、豊中市立幼保連携型認定こども園（以下、「市立認定こども園」という。）において、児童が使用する紙おむつ・おしり拭き（以下、「紙おむつ等」という。）について、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図るため、定額制サービスを提供する事業者を募集し、その事業者から提出された応募書類等の適否を審査するため、豊中市立認定こども園紙おむつ等定額制サービス提供事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その運営等に關し、必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務について所掌するものとする。

- (1) 紙おむつ等定額制サービス提供事業者の募集要領に関すること。
- (2) 紙おむつ等定額制サービス提供事業者の審査に関すること。
- (3) 最優秀提案者の選定に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、こども未来部こども事業課長の職をもって充てる。
- 4 副委員長は、こども未来部こども政策課長の職をもって充てる。

## (運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議事の進行を行う。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、委員会の運営において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ指名した者を代理として出席させることができる。

## (企画提案の審査及び最優秀提案者の選定)

第5条 企画提案の審査は、委員会で決定する審査基準に基づき行うものとする。

- 2 最優秀提案者の選定は、出席委員の合議により決する。

## (守秘義務)

第6条 委員は、審査上知り得た情報を漏らしてはならない。委員を辞職した後も同様とする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来部こども事業課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附則

- 1 この要綱は、令和7年（2025年）12月22日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務を終了したとき、その効力を失う。

(別表)

委員長	こども未来部こども事業課長
副委員長	こども未来部こども政策課長
委員	こども未来部子育て給付課長
委員	こども未来部こども事業課主幹（幼児教育・保育支援担当）